

ご存じですか？

奈良県警への行政手続の申請・届出が

「e-Gov電子申請(デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイト)」から、

いつでも申請できるようになりました！

さらに！

令和8年6月1日、生活安全警察に関する手続(特定金属くず買受業)が追加されました。

(注)手数料納付が必要な手続などについては来庁が必要です。

申請等については警察本部又は警察署の提出先窓口にお問い合わせください。

※ e-Gov電子申請が可能な手続については

- 営業開始届出(金属くず買受業)
- 仮設店舗営業届出(古物営業)
- 古物商許可申請(古物営業)
- 風俗営業許可申請
- 風俗営業変更届出
- 責任者の選任の届出
- 安全運転管理者に関する届出
- 軽自動車の保管場所の届出
- 保管場所の変更届出
- 通行禁止道路の通行許可の申請
- 探偵業開始届出(探偵業)
- 営業所設置等届出(警備業)
- 都道府県内廃止届出(警備業)
- インターネット異性紹介事業開始届出
- インターネット異性紹介事業変更届出
- 責任者講習受講申込書の届出
- 駐車許可の申請
- 道路使用許可の申請

など、約600手続が対象です。

対象手続については警察庁ホームページをご確認ください。

 <https://www.npa.go.jp>

[オンラインでの申請等の対象手続について]



e-Govからのオンライン申請を利用するためにはe-Gov電子申請システムへの登録が必要となります。



※ e-Gov電子申請システムはこちら

 <https://shinsei.e-gov.go.jp>

※ e-Gov : デジタル庁が運営するポータルサイト



このウェブサイトは2026年6月1日時点のものです。
ウェブサイトのアドレスについては廃止や変更されることがあります。
最新のアドレスについてはデジタル庁にご確認ください。